

# 商標登録出願早期審査申請書

『記入と郵送に関する説明』に従って正しく記入してください ★早期審査番号:

① 商標登録出願情報	商標の名称:	
	商標登録出願番号:	
	商標登録出願人 (全員):	
	連絡者:	連絡電話:
② 早期審査請求理由	当該商標登録出願は『商標登録出願に関する早期審査弁法 (試行)』第 2 条第 ( ) 項に掲げるものに該当し、具体的な理由は以下の通りである。	
③資料リスト 計   部、計   頁		
番号	書類名	ページ数
④商標登録出願人の承諾		
1. 商標登録出願人は『商標登録出願に関する早期審査弁法 (試行)』の各条の規定を熟読し、これを遵守することに同意する。		
2. 商標登録出願人は、既に商標登録出願に対して事前調査を行なっており、商標法、商標法実施条例及び『商標審査審理指南』の使用禁止、顕著な特徴などに関する規定に違反せず、他者の先行権利とも抵触しないことを承諾する。		
3. 商標登録出願人は、添付の証明書類が真実かつ信頼できるものであり、不実の宣言に対する法的責任を負うことを承諾する。		
商標登録出願人全員の署名:		(押印)
		____年____月____日

⑤中央・国家機関、省レベルの人民政府又はその弁公庁の推薦意見書又は省レベルの知識産権主管部門の審査意見を、別途添付すること。

審査により、出願人が提出した早期審査請求及び関連資料は、『商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）』第2条第（）項の規定に適合し、請求理由が真実であり、添付資料が真実で信頼できるものであるため、商標登録出願の早期審査手続きの実行に同意する。

責任者：

（公印）

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

★⑥国家知識産権局商標局の審査意見

審査により、出願人が提出した早期審査理由、添付資料は、『商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）』の要件に適合しており 適合しておらず、早期審査手続きの開始に同意する 同意しない。

担当：

部門責任者：

支局責任者：

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

★⑦早期審査手続きの終了に関する意見

『商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）』第7条に規定される状況が生じたため、\_\_\_\_\_、早期審査手続きの終了に同意し、通常審査に移行する。

担当：

部門責任者：

支局責任者：

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## 記入と郵送に関する説明

1. 商標登録出願早期審査を取り扱う際に、本書式を適用する。商標登録出願早期審査申請書はタイプ又は印刷されたものでなければならない。商標登録出願人は規定に従い、国が公表している中国語の簡体字を使って記入し、書式を変えてはならない。
2. 本書式の表面の第①欄は商標登録出願人が早期審査を請求する商標登録出願の情報を記入するものである。
3. 本書式の表面の第②欄は商標登録出願人が早期審査を請求する理由を記入するものである。
4. 本書式の表面の第③欄は商標登録出願人が『商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）』の第4条に規定される資料リストを記入するものである。
5. 本書式の表面の第④欄には、商標登録出願人が声明し、署名又は押印しなければならない。商標登録出願が2以上の出願人によって共同で出願された場合、出願人全員が署名又は押印しなければならない。『商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）』は国家知識産権局のホームページで閲覧することができる。
6. 本書式の裏面の第⑤欄は省レベルの知識産権主管部門が出した審査意見である。中央・国家機関の関連部門、省レベルの人民政府又はその弁公庁の推薦意見書があれば、別途添付することができる。
7. 本書式に★が表記される欄は、国家知識産権局商標局が記入するものである。
8. 商標登録出願早期審査申請書の提出先：北京市西城区茶馬南街1号、受取人の名称：国家知識産権局商標局、郵便番号：100055。提出時に封筒の表面の目立つ箇所に「商標登録出願早期審査請求」という文字を明記しなければならない。

出所：国家知的財産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/18/art\\_74\\_172820.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/18/art_74_172820.html)

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。